

中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞

【令和3年度予算額 40,602（44,200）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

＜政策目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業推進対策

- ① 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、棚田保全活動や複合経営の実践等の推進をモデル支援するほか、都市部と農村部の連携強化・持続化に向けた取組等を支援します。（中山間地農業ルネッサンス推進事業）
- ② 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。（地域密着型農業者等サポート体制強化事業）

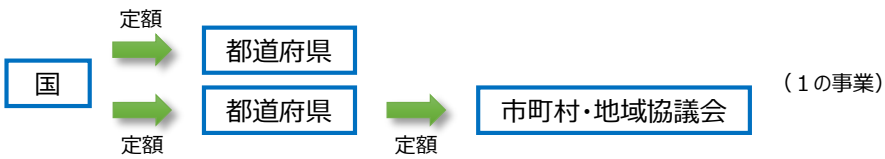
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



* 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 計画策定・体制整備等を支援する中山間地農業ルネッサンス推進事業
元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押し、優良事例の創出を加速
地域レジリエンス強化事業：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹支援対策（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち
6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置

〔連携事業〕 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

〔支援事業〕
優先枠
優遇措置

〔連携事業〕 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

推進事業による支援

○中山間地農業ルネッサンス推進事業

中山間地における高収益作物への転換や「複合経営の実践」等のモデル支援を実施

都市部と農村部の連携強化・持続化を支援する「地域レジリエンス強化事業」を追加

採択に当たっての配慮

○農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

○鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

○森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

○食料産業・6次産業化交付金のうち

6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

○持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策

中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の緩和

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大

○食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業

加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）

○食料産業・6次産業化交付金のうちバイオマス利活用高度化施設整備事業

バイオマス利活用高度化施設の整備に対して交付率を嵩上げ（1/3→1/2）

受益面積要件の緩和

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施

○農業農村整備関係事業

（1）農業競争力強化基盤整備事業

・農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施

・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）

・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）

（2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

○畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

事業要件の緩和等

○機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業

農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地：20%超→中山間地：4%超）等

○多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上の組織の構成」）

○環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除